平成２２年（フ）第６６２号
和歌山市北出島12番地の２
債務者　阪本加寿子こと　阪本加壽子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６６３号
和歌山市松島515番地の13
債務者　伊原木設備こと　伊原木時男
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６６８号
和歌山県有田市港町84番地　中西アパート３号
債務者　上野山梨紗
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２５９号
福島県いわき市遠野町上遠野字本町27―３―102、住民票上の住所福島県いわき市遠野町上遠野字中ノ町102番地の１
債務者　上遠野ゆみ
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２６４号
福島県双葉郡大熊町大字熊字滑津31番地の３
債務者　横川千加子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２７２号
福島県いわき市平下平窪中島町３番地の12
債務者　鈴木しのぶ
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第５６２号
和歌山県紀の川市桃山町神田536番地
債務者　植田工務店こと　植田　一好
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５６３号
和歌山県紀の川市深田222番地21
債務者　山口　惠子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５９５号
和歌山県紀の川市花野92番地20
債務者　現世建設こと　粟森　秀雄
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２６５３号
横浜市保土ケ谷区神戸町108番地　みつえハイツ204号
債務者　高橋　美絵
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０４１号
神奈川県高座郡寒川町倉見844番地　藤沢ハイツＢ101
債務者　柄澤　孝幸
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０４２号
神奈川県高座郡寒川町倉見844番地　藤沢ハイツＢ101
債務者　柄澤　美子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０４５号
神奈川県大和市つきみ野１丁目２番地45
債務者　高橋　幸惠
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０４９号
神奈川県藤沢市亀井野520番地の11
債務者　中前　浩明
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０５０号
神奈川県藤沢市亀井野520番地の11
債務者　中前真由美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０６２号
横浜市港北区新横浜２丁目18番地15　第９セキビル801
債務者　笹渕　辰徳（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部